



全社協・地域福祉部 News File No.26

令和2年5月18日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

全社協からのお知らせ

- 地域福祉推進委員会「第1回正副委員長会議」(令和2年5月15日)の開催
- 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を発足

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」(令和2年5月15日)
- 厚生労働省「第1回「生活を守る」プロジェクトチーム」(令和2年4月21日)及び「第2回「生活を守る」プロジェクトチーム」(令和2年5月8日)の開催
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の周知について」(令和2年5月15日)
- 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)」(令和2年5月14日時点版)について

情報提供・ご案内

- 公益財団法人 SOMPO 福祉財団「自動車購入費助成」、「住民参加型福祉活動資金助成」募集のご案内
- ソニー音楽財団 子ども音楽基金の助成募集のご案内

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

＜配信元＞

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL:03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全社協からのお知らせ

地域福祉推進委員会「第1回正副委員長会議」(令和2年5月15日)の開催

令和2年5月15日、全社協・地域福祉推進委員会は、新型コロナウイルスの状況下における今年度事業の進め方等について検討を行うため、「第1回正副委員長会議」をWEB会議(※)にて開催しました。

新型コロナウイルスの状況下における各社協の対応状況等について正副委員長より報告を行い、今後の想定される課題として、①制度の狭間にある生活困窮者等からの相談の増加、②介護サービス事業所等の事業継続(人手不足、衛生用品等の不足、風評被害等)、③地域福祉活動の再開(サロン活動の再開のタイミング、つながりを再構築する活動等)、④受託・補助事業の実施代替方策(集合研修に代わる実施方法等)等が挙げられました。

特に、地域福祉活動等の再開に向けては、現在全国各地で行われている、つながりを再構築する活動等の事例を収集し、情報提供するとともに、従来の活動にとらわれずに新たな発想のもと、「新型コロナウイルス下における社協活動の展開」について検討する必要があることを確認しました。

こうした課題認識のもと、地域福祉推進委員会の今年度事業を以下の4つの方向性で進めることを決定しました。

- ① 当面、集合研修は開催せずに、講義内容等を動画で撮影し、WEB上で配信する。
- ② 集合研修や会議等でこれまでの情報提供ができない分、ホームページ(『情報ネットワーク』、『社協の杜』)のリニューアル、『ノーマ社協情報』の紙面の見直し、制度動向等を伝えるメールニュース(『News file』)等を活用し、情報提供の拡充を図る。
- ③ 対面で会議が開催できない分、WEB会議を効率的・効果的に活用して「企画小委員会」「介護サービス経営研究会幹事会」「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」を開催し、これまで以上に精力的に検討を行い、制度動向等へ対応していく。当座の課題として、「企画小委員会」において、緊急事態宣言解除後の地域福祉活動等の再開に向け、「新型コロナウイルス下における社協活動の展開」について集中的に検討を行う。
- ④ ③の精力的な検討のもと、より多くの成果物を作成し、情報提供を行う。

また、当面、全国から一堂に集まり対面による会議の開催が困難なため、常任委員会や総会については文書審議にて行うことを決定しました。

<地域福祉推進委員会の当面のスケジュール>

| | |
|---------|-------------------|
| 6月1日 | 第2回正副委員長会議(WEB会議) |
| 6月上旬 | 第1回常任委員会(文書審議) |
| 6月22日以降 | 事業・会計監査(文書審議) |
| 6月下旬 | 第3回正副委員長会議(WEB会議) |
| 7月上旬 | 第2回常任委員会(文書審議) |
| 7月中旬 | 総会(文書審議) |

次回の正副委員長会議は、6月1日にWEB会議で実施する予定です。

(※) 全社協地域福祉部では、Google Meet(旧 Hangouts Meet)のWEB会議システムを利用してWEB会議を実施しています。会議の主催者(全社協地域福祉部)から受け取ったURLにアクセスすることで、参加者(委員)はGoogleアカウントなしでもWEB会議に参加することができます。

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を発足

新型コロナウイルスの感染拡大により、今、人と人が接触する機会を減らすことが求められ、ボランティア活動や市民活動は制限され、力を発揮しにくい状況にあります。このような状況下にあっても、住民同士の“つながり”を継続するための活動方法や工夫や懸命な取り組みが全国各地で新たに生まれています。

つながることをあきらめず、感染防止策を講じながら活動する方法や工夫を集めて提供する、悩み葛藤しながら活動している仲間たちが交流する、こうした取り組みをWEB等を活用して進めることで、全国の活動者や組織・団体の実践を後押ししたいと、このたび11の主唱団体およびその傘下の構成団体等とともに、「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を立ち上げました。

ボランティアや市民活動の推進、地域における生活支援等に関わってきた全国団体がこの運動を共同して進めることで、つながりづくりの機運を盛り上げ、あわせてICTなどのコミュニケーションツールの活用により、これまでつながることができなかつた人との新たな関わりを生み出すなど、感染症への対応の収束後におけるより豊かな地域共生社会づくりの活動につなげたいと考えています。

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」ホームページ

<https://www.tunagari-action.jp> (5月下旬公開予定)

※ ホームページ公開までの間のご案内は以下に掲載します。

全社協 地域福祉・ボランティア情報ネットワーク <https://www.zcwvc.net/>

NPO 法人 全国コミュニティライフサポートセンター <http://wwwclc-japan.com/>

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」主唱団体

(順不同)

公益財団法人さわやか福祉財団

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター

社会福祉法人全国社会福祉協議会／全国ボランティア・市民活動振興センター

全国社会福祉法人経営者協議会／全国社会福祉法人経営青年会

全国民生委員児童委員連合会

社会福祉法人中央共同募金会

認定特定非営利活動法人日本 NPO センター

日本生活協同組合連合会

認定特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会

「広がれボランティアの輪」連絡会議

<取り組みの例>

- ひとり暮らし高齢者等に「つながりニュースレター」を配布し、家でできる体操等の情報を掲載。往復はがきを同封し、近況を知らせてもらう。

(大阪府・阪南市社協)



- 生活が苦しい子育て世帯に、農家や企業から寄せられた食材を戸別配達。スマートフォンから簡単に申し込むことができ、利用者とはLINEで継続的にやりとり。

(宮崎県・三股町社協)



「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページ掲載事例の募集

本会では、「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページに掲載する事例を以下のとおり募集します。

各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動等をぜひご応募ください。

【掲載したい事例】

新型コロナウイルス感染拡大により、人と人の接触が制約される状況のなかでも、何らかの形で“つながり”を作ろうとする活動

- ・普段からつながっていた人とのつながりを切らないための活動
- ・コロナの影響による失業や休業、休校などで、生活が困窮したりつながりからこぼれてしまい、支援を必要としている人と新たにつながるための活動
- ・日常の範囲の、ほんの小さなことでも、「つながりを大事にしたい」という思いを持った活動 等

【事例紹介の柱】

① タイトル

② 団体名

③ 活動の内容

(記載内容例)

- ・活動を始めたきっかけや思い、活動のねらい
- ・活動の内容、参加者・対象者、場所(対象エリア)、時期・時間、周知方法、連携している団体
- ・活動の際、感染防止のためにやっていること、工夫

④ 活動の効果

(記載内容例)

- ・やってみて「よかったこと」、「難しかったこと」
- ・関わった人からの反応
- ・課題やこれから予定
- ・“つながり”の活動をしている(しようとしている)人へのメッセージ

⑤ 活動の様子がわかる写真、活動団体等のリンク先

※ 写真除いて 500~600 字程度

※ 上記項目を網羅しなくとも(書ける部分のみで)よい。

※ 事例のイメージは次頁を参照

【応募方法】

- 上記「事例紹介の柱」を参考に word データで作成し、活動の様子がわかる写真の画像データとともにメール添付にて提出してください。
提出先メールアドレス z-chiiki@shakyo.or.jp
- メールの件名は「全国アクション事例応募(○○社協)」としてください。

【応募締切】

第一次締切:令和2年6月1日(月)

※ 随時、応募を受け付けますが、ホームページ等への掲載の関係上、第一次締切を設けます。

【留意事項】

- ホームページには、活動内容や活動地域等を考慮して掲載しますので、応募いただいた事例がすべて掲載されない場合や掲載のタイミングが前後すること等がありますので、あらかじめご容赦ください。
- ホームページ掲載以外にも本 News File 等で随時、紹介していきます。

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」の参考事例

外出自粛でもつながりは失わない

～『新しい「ツナガリ」プロジェクト』を開始（大阪府・阪南市社協）

阪南市社協では、外出自粛が長期化するなか、高齢者等が孤立しつながりを失わないよう、『新しい「ツナガリ」プロジェクト』を開始しました。

その第一弾として、4月末には、市の災害時要援護者登録「くらしの安心ダイヤル事業」に登録されている1416人（ひとり暮らし高齢者など）を対象に、「つながりニュースレター」を作成して送付しました。

ニュースレターには、家でできる体操の手引きやテイクアウトのお店リストなど役立つ情報が掲載されています。また、ニュースレターには往復はがきを同封しました。家にこもる生活の中で気持ちが落ち込んでいないか、体調の変化、外出頻度、などをお聞きし、自粛下の高齢者等の実態を把握します。「コロナ撃退ユニーク川柳」も募集し、家からでも“参加”できる企画もあります。ニュースレターの封入作業はコロナで減収している障がい者授産施設に依頼。皆さんが張り切って作業してくれました。

市内で高齢者宅の訪問や地域の清掃イベント等で活躍している「子ども福祉委員」からも、「お手紙で元気づけてあげたい！」などのアイデアも出ており、接触せずにつながり続ける新たなツナガリの形が生まれつつあります。



大阪府・阪南市社協

https://www.hannanshi-shakyo.jp/slug_info/3589/

宅食便で生活が苦しい子育て世帯を支援（宮崎県三股町社協）

三股町社会福祉協議会では、平成30年から、町内の社会福祉法人、ボランティア、社協等が連携し、生計が苦しい子育て世帯に無料で食品を届ける「みまたん宅食どうぞ便」をスタート。米や野菜、みそなど、農家から譲り受けたり、企業等からの寄付により集まった食品をスマホやパソコンで登録した家庭に毎月1回、10食分を届け、利用者とは無料通信アプリLINE（ライン）でやりとりしています。窓口に行ったり書類を書いたりする必要はなく、スマートフォンから簡単に申し込みができるので、子育て中の年代の人たちにも利用しやすい仕組みになっています。

新型コロナウイルス感染拡大により、子ども食堂も活動がしづらい中、戸別配達の強みを生かし、食品を届けるボランティアの衛生管理を徹底して活動を続けています。学校の休校が始まった3月上旬は、給食センターから譲り受けた野菜を配りました。

配達の際には、感染拡大による暮らしへの影響なども聞き取りしており、子どもの様子の変化や支援の必要性に早めに気づくことができます。



みまたん宅食どうぞ便

<https://mimata-douzo.com/index.html>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」(令和2年5月15日)

令和2年5月15日、厚生労働省は、令和2年度補正予算事業である「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」(厚生労働省老健局長通知 老発0515第1号)を発出しました。

この事業は、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルスの感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とされています。

事業の概要は、以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和2年度補正予算
68.3億円(総事業費103億円)

- 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

対象

1. 介護サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ①休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
 - ②利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等
 - ③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
 - ・事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 等
- ※①～②の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合は、上記に加えて訪問サービスを実施する場合の費用(④と同じ)に対して追加の補助が可能
- ④ ①～②以外の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合
 - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当
 - ・訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金 等

2. 上記「1」の①、②及び自主的に休業した介護事業所等との連携(※)に係るかかり増し経費支援

- (※)利用者を受け入れた連携先事業所等
 - ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用 等

3. 都道府県等の事務費

補助額等

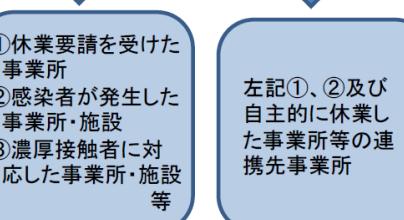
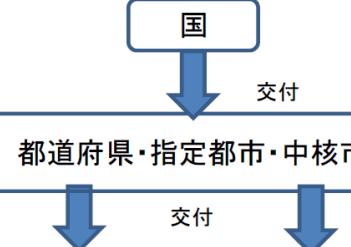
実施主体:都道府県、指定都市、中核市

補助率:国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3

※地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象

総事業費: 103億円(国68.3億円 都道府県・指定都市・中核市 34.2億円)

事業の流れ



※1事業所・施設当たりの基準額を設定するとともに、それを超える場合は個別協議の枠組みもあり

厚生労働省「第1回「生活を守る」プロジェクトチーム」(令和2年4月21日)及び「第2回「生活を守る」プロジェクトチーム」(令和2年5月8日)の開催

令和2年4月21日、厚生労働省は、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部」のもとに設置された「生活を守る」プロジェクトチーム(主査:稻津 久 厚生労働副大臣主)を開催しました。

このプロジェクトチームは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中で、外出自粛、休業など様々な生活上の困難が増していくことが予想されることから、国民の「生活を守る」ため、①生

活を守るための各種施策を国民にわかりやすく周知すること、②当面又は今後に想定される生活上の課題を把握し、対応することについて、検討するために設置されたものです。

主な検討項目として、①国民の生活を守るための施策が、地域の中で困っている方々や子どもたちなど行政等に対し声を上げづらい方々に対しても行き渡るような、周知・情報提供、②現場からのヒアリング等も踏まえた現状把握、③②を踏まえ、今後起こり得る課題への対応の検討が挙げられています。

第1回目となる会合では、4月17日までに実施された有識者へのヒアリング内容をもとに意見交換が行われました。

5月8日には第2回目の会合が開催され、4月22日から5月1日までに実施された有識者へのヒアリング内容が報告されるとともに、「緊急に取り組むべき事項」として、見守りが必要な方等との新しいつながり創出に向けた支援等の以下の内容が示されました。

緊急に取り組むべき事項（厚生労働省「第2回「生活を守る」プロジェクトチーム」（令和2年5月8日））

(緊急小口資金等)

- 申請の容易化・窓口体制の更なる強化 等

(住まい)

- 休業者や失業者等の住まいの確保に向けた支援のあり方

(子ども食堂・通いの場・見守り支援)

- 感染防止に配慮した支援のあり方（感染防止に配慮した好事例の横展開、フードパントリー・アウトリーチ・屋外プログラム・オンライン支援等代替的方策）

- 見守りが必要な方等との 新しいつながり創出に向けた支援

(心のケア・自殺防止・相談支援)

- 心の不安を抱える人が増加する中での感染防止に配慮した相談支援体制の強化

- つながりの継続に有効な SNS の活用

- 休業中のひとり親家庭や生活困窮者などの支援体制の強化

- 懸念される児童虐待、DV 等への対応強化

(介護、障害サービス等の確保)

- デイサービス等における感染防止に配慮したサービス提供のあり方

- 感染者や濃厚接触者が発生したときの支援継続のあり方

- 感染者等に対応する介護・福祉事業者への支援の強化

(雇用・人材の確保、若者支援)

- 教育訓練等対人支援をオンライン等で行うノウハウの普及

- アルバイト等の場が失われた学生の支援のあり方

厚生労働省 第1回「生活を守る」プロジェクトチーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10942.html

厚生労働省 第2回「生活を守る」プロジェクトチーム

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11211.html

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の周知について」(令和2年5月15日)

令和2年5月15日、厚生労働省より本会宛に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知依頼がありました。

国税庁、総務省、厚生労働省の各ホームページに今回の措置の関連ページが設けられ、「納税の猶予制度の特例」など、各特例に関する申請書や手続関係の内容が掲載されていますので、適宜、ご活用ください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等の一覧

(国税関係)

- 納税の猶予制度の特例
- 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- 消費税の課税選択の変更に係る特例
- 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

国税庁 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

(地方税関係)

- 徴収の猶予制度の特例
- 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
- 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長
- 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

総務省 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

(社会保険料関係)

- 厚生年金保険料等の納付猶予の特例
- 労働保険料等の納付猶予の特例

厚生労働省 社会保険料の猶予等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」（令和2年5月14日時点版）について

令和2年5月14日、厚生労働省は、「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」を更新しました。

この Q&A では、健康診断の実施の延長の取り扱いや新型コロナウイルスに感染した場合の労災保険給付の取り扱い等が以下のとおり示されています。

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」（令和2年5月14日時点版）

※ 全社協・地域福祉部整理

6 安全衛生

<健康診断の実施>

問2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

- 事業者は労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、これらの一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。

<略>

- また、これらの取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

7 労災補償

問1 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか。

- 業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。
- 請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

問2 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどのようになりますか。

- 患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

問3 医療従事者や介護従事者以外の労働者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどのようになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、労災保険給付の対象となります。
- 感染経路が判明し、感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の対象となります。
- 感染経路が判明しない場合であっても、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

情報提供・ご案内

公益財団法人 SOMPO 福祉財団「自動車購入費助成」、「住民参加型福祉活動資金助成」募集のご案内

■ 「自動車購入費助成」の募集

SOMPO 福祉財団では、西日本に所在し、主として障害者の福祉活動を行う団体を対象に『自動車購入費助成』を募集しています。

【助成金額】

総額1,200万円(1件120万円まで)

【募集要領】

(1) 助成対象者

以下の条件をすべて満たす団体が対象。

① 西日本地区に所在する団体

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

② 主として障害者の福祉活動を行う特定非営利活動法人。

※ 加齢に伴う障害者(高齢者)の福祉活動を行う団体は除く。

(2) 申込方法

SOMPO 福祉財団HPの申込フォームに必要事項を入力のうえ申し込み。

<SOMPO 福祉財団HP> <https://www.sompo-wf.org/>

(3) 募集期間

2020年6月1日(月)～7月10日(金)17時まで

(4) 選考方法と結果の通知

2020年9月に開催予定の選考委員会で選考し、その選考結果を申込み団体に連絡。

【問合せ先】

(公財)SOMPO 福祉財団 TEL:03-3349-9570

■ 「住民参加型福祉活動資金助成」の募集

SOMPO 福祉財団では、日本に所属する団体で複合的な課題に地域住民が主体となって、包括的な支援を行なう活動に『住民参加型福祉活動資金助成』を募集しています。

※ 本年度はコロナウイルス感染拡大防止に伴う支援活動(学校閉鎖における子ども支援等)も対象とし助成します。

【助成金額】

1団体30万円上限(総額550万円を予定)

【募集要領】

(1) 助成対象者

以下の条件をすべて満たす団体が対象。

① 日本に所属する団体

② 5人以上で活動する営利を目的としない団体(法人格の有無は問わない。)

ただし、社会福祉法人は除く

(2) 申込方法

財団HPの申込フォームに必要事項をご入力のうえ申し込み。

<SOMPO 福祉財団HP> <https://www.sompo-wf.org/>

(3) 募集期間

2020年6月1日(月)～6月19日(金)17時まで

(4) 選考方法と結果の通知

2020年9月に開催予定の選考委員会で選考し、その選考結果を申し込み団体に連絡。

【問合せ先】

(公財) SOMPO 福祉財団 TEL:03-3349-9570

SOMPO 福祉財団 2020年度社会福祉事業自動車購入費助成募集要項

<https://www.sompo-wf.org/jyosei/jidousya.html>

SOMPO 福祉財団 2020年度社会福祉事業NPO基盤強化資金助成「住民参加型福祉活動資金助成」募集要項

<https://www.sompo-wf.org/jyosei/juminsankagata.html>

ソニー音楽財団 子ども音楽基金の助成募集のご案内

ソニー音楽財団は、先進国でも相対性貧困などに起因する教育格差が社会問題となるなか、地域・環境・経済状況などに左右されることなく音楽に触れるこことできる社会であることを目指し、2019年(令和元年)に「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」を設立しました。

ソニー音楽財団基金では、子どもたちへの教育を目的とした音楽活動に取り組んでいる団体の活動を支援し、助成を行うことで、子どもたちが心豊かに暮らすことのできる環境づくりをサポートしています。

第2回(2021年度)の助成を以下のとおり募集しています。

【助成の目的】

子どもたちの音楽を通じた体験や活動によって、豊かな感性、創造性や好奇心をはぐくむ。すこやかに生きる力をそだて、将来への意欲や関心を高める。子どもの育成を地域社会から活性化させ、子どもの孤立を防ぐ。

【対象となる団体・活動】

- 日本国内の18歳未満の子どもを対象に、音楽※を通じた教育活動に取り組んでいる国内の団体およびその活動。
- 法人格を有する団体。または、法人格を有しないが、活動するための体制が整っている団体およびその活動。
※クラシック音楽およびそれに準ずるものを原則。

【助成金額】

1 団体につき、10万円～300万円／年度

- 活動内容や活動規模および申請額に基づき金額を決定。
- 助成対象となる経費など、詳細はウェブサイト(<https://www.smf.or.jp/kok/>)を参照。

【助成対象期間】

2021年度:2021年4月1日～2022年3月31日

※ 原則として期間は1年間とするが、活動が複数年にわたる場合は、継続して助成を行う場合があり。その場合は、年度毎に再度応募書類を提出した上で、助成継続可否の審査を行う。

【募集要項・応募用紙入手方法】

「ソニー音楽財団 子ども音楽基金」ウェブサイト(<https://www.smf.or.jp/kok/>)よりダウンロード。

- 郵送希望の場合は、送付先の郵便番号・住所・団体名・担当者氏名・電話番号を明記のうえ、Eメール(kok@sonymusic.co.jp)にて、件名を「子ども音楽基金 書類郵送希望」として請求。

【応募方法】

Eメールにて応募。

- 作成した必要書類を全て PDF 化して添付の上、kok@sonymusic.co.jp まで送付。
- ファックス・持ち込みによる応募は受付できない。
- E メールでの応募が難しい場合は、作成した応募用紙・添付書類を印刷の上、ソニー音楽財団宛に郵送。

【応募締切】2020 年 6 月 19 日（金）必着

【問合せ先】

〒102-8353 東京都千代田区六番町 4-5 SME 六番町ビル

公益財団法人ソニー音楽財団「子ども音楽基金」係

E メール: kok@sonymusic.co.jp ※問合せは E メールでのみ受付。

ソニー音楽財団

<https://www.smf.or.jp/kok/>